

経営者のための やさしい企業年金教室

2021年6月1日

38 時限目：継続雇用時の個人型確定拠出年金（iDeCo）への加入

これまで65歳までの雇用確保措置が求められていましたが、「改正高年齢者雇用安定法」の公布により、令和3年4月1日からは70歳までの就業機会の確保を図ることが努力義務となりました。

■ 大半の企業では継続雇用制度を採用

[厚生労働省の令和2年「高年齢者の雇用状況」](#)によると、65歳までの定年の引上げや定年の廃止に踏み切った企業は少数派で、継続雇用制度を導入している企業が、76.4%を占めました。

■ 確定拠出年金（DC）の加入者資格

企業型確定拠出年金（以下、企業型DC）の実施事業主数は、令和3年2月末時点で約3万8千社、加入者数約750万人で、企業年金の主力となりつつあります。

継続雇用により、例えば定年が60歳の場合でも61歳以降も引続き勤務出来ますが、企業型DCについては定年時に加入者資格を喪失するケースが多いようです。

これまで運用してきた資産を年金で受取る。あるいは、住宅ローンの一括返済に充てる為に一時金を選択するなど、老後の生活設計を支えてくれる貴重な資金となります。

しかし、当面使う予定がなければ、企業型DCの「運用指図者」として、70歳まで（令和4年4月以降は75歳まで可能）資産運用を継続するという選択肢もあります。ただし、その間に新たな掛金を拠出することは出来ません。また、これまで会社が支払ってくれた事務費は、自身で負担することになるのが一般的です。

■ 個人型確定拠出年金への新たな加入

個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）に加入できるのは、現在は60歳未満の公的年金の被保険者ですが、令和4年5月以降は65歳未満に拡大されます。継続雇用制度で勤務している間、厚生年金保険の第2号被保険者であれば、新たにiDeCoに加入して掛金を拠出できるようになります。

iDeCoに新たに加入して積立てを開始する場合、加入時に約3千円の費用が掛かります。また、加入後の管理費用は年間約2千円～7千円で、一般にネット証券は低く、地方銀行等は高い傾向にあります。

■ 企業型DCの資産のiDeCoへの移換

企業型DCの運用指図者でありながらiDeCoにも新たに加入すると事務費（管理費用）を二重に支払うこととなりますので、iDeCoに加入

経営者のための やさしい企業年金教室

する際に、企業型 DC の資産を iDeCo に移換して一体で運用するという方法があります。資産を移換する際には、企業型 DC の運営管理機関によっては、4 千円程度の費用が発生する場合があります。

■ 資産移換時の留意点

企業型 DC の資産を移換する場合、資産を一度現金化する必要があります。投資信託の場合、信託財産留保額（解約時の手数料）が発生する商品があり、生命保険商品では解約控除（市場価格調整）が適用されることがあります。

また、資産の移換には通常 2~3 カ月掛かりますので、その間に市場の変動の影響を受ける可能性もあります。

■ NISA・つみたて NISA と iDeCo

NISA とつみたて NISA は、iDeCo と同様に運用益に課税されません。また、加入年齢の上限もありませんので、老後の資産形成に大変適した制度です。

ただ、iDeCo の場合は、拠出した掛金に所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が適用されますので、NISA・つみたて NISA に比べより有利な選択肢だと言えます。

◇企業年金相談センター（NPO 法人企業・
団体支援日本FP協議会） 田中 均

60歳定年で、以降は継続雇用された場合のイメージ図

